個人情報ファイル簿

	作 成 日	令和4年9月21日	
	最終更新日	令和4年9月21日	
個人情報ファイルの名称	永久選挙人名簿ファイル		
行政機関等の名称	武蔵村山市選挙管理委員会		
個人情報ファイルが利用			
に供される事務をつかさ	選挙管理委員会事務局		
どる組織の名称			
	(1) 武蔵村山市選挙管理委員会が執行する選挙に関する事務		
個人情報ファイルの利用	(2) 検察審査員候補者予定者の選定(3) 裁判員候補者予定者の選定		
目的			
	(4) 直接請求に係る選挙権の確	[認等	
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5選挙資格		
	以下の①及び②の要件を満たす者 ①武蔵村山市内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民 ②武蔵村山市の住民票が作成された日(他の区市町村から武蔵村山市内に住所を移した者で住民基本台帳法の規定による転入の届出をしたものについては、当該届出をし		
記録範囲	た日。以下同じ。)から引き続き3か月以上武蔵村山市の		
	住民基本台帳に記録されている者		
	又は		
	武蔵村山市の住民票が作成された日から引き続き3か月		
	以上武蔵村山市の住民基本台帳に記録されていた者であって、武蔵村山市内に住所を有しなくなった日後4か月 を経過しない者		
記録情報の収集方法	住民基本台帳から参照		
要配慮個人情報が含まれ	含む。		
るときは、その旨			
記録情報の経常的提供先			
	(名称)		
	(1) 選挙管理委員会事務局		
開示請求等を受理する組織の名が表す。	(2) 総務部文書法制課		
織の名称及び所在地	(所在地)		
	(1) 東京都武蔵村山市本町一丁		
	(2) 東京都武蔵村山市本町一丁	日 1 番地の 1	

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	記録項目の内容については、公職選挙法第29条第2項の規 定に基づく調査の請求が可能。	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル 左記の範囲内のマニュア
	電算処理ファイル (法第 60条第2項第1号)	ル処理ファイルが存在する る(政令第21条第7 項)。
	マニュアル処理ファイル	
記録情報に条例要配慮個	37	
人情報が含まれていると きはその旨	_	
備考	_	

(日本産業規格A列4番)